平成２２年（フ）第６９４号
仙台市青葉区荒巻神明町25番30―402号
破産者　金澤　雄一
1　決定年月日　平成24年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第４６号
仙台市宮城野区出花１丁目８番地の４　出花レジデンス郷家108
破産者　遠藤　章他
1　決定年月日　平成24年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第８２号
仙台市青葉区八幡２丁目15番５号
破産者　庄司みつ子
1　決定年月日　平成24年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第５２４号
仙台市青葉区愛子中央３丁目23番１号
破産者　佐藤まゆみ
1　決定年月日　平成24年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第４７号
秋田県横手市十文字町上鍋倉字富沢15番地
破産者　小松　法秋
1　決定年月日　平成24年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２４年（フ）第２１１号
埼玉県熊谷市石原1263番地35
破産者　小山田弘美
1　決定年月日　平成24年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第３１３号
埼玉県深谷市田中717番地１
破産者　大澤　正雄
1　決定年月日　平成24年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第８７号
千葉県木更津市長須賀1989番地２
破産者　佐瀬　雅士
1　決定年月日　平成24年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２４年（フ）第１４５６号
神奈川県高座郡寒川町一之宮８丁目18番39号大橋アパート102号、開始決定時の住所神奈川県高座郡寒川町大曲３丁目11番18号
破産者　東　　文江
1　決定年月日　平成24年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１４５７号
神奈川県高座郡寒川町大曲３丁目11番37号コーポ竹内Ａ―102号
破産者　東　　彰範
1　決定年月日　平成24年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３００号
長野県塩尻市大字片丘10431番地
破産者　中山　満一
1　決定年月日　平成24年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第４５０号
静岡市駿河区丸子新田280番地の１、旧住所静岡市駿河区みずほ５丁目３番地の８
破産者　近藤　捷一
1　決定年月日　平成24年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４５１号
静岡市駿河区丸子新田280番地の１、旧住所静岡市駿河区みずほ５丁目３番地の８
破産者　近藤みち子
1　決定年月日　平成24年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２９３号
愛知県半田市横川町３丁目210番地の１　エルディム横川102号
破産者　関　　正男
1　決定年月日　平成24年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１６０７号
名古屋市中区千代田４丁目20番10号　シティライフ東別院402号
破産者　紫村　桂太
1　決定年月日　平成24年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１６６２号
愛知県半田市住吉町８丁目１番地の１　ラ・フォーレ半田２Ｄ号
破産者　鉄本　　治
1　決定年月日　平成24年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１６８８号
愛知県小牧市新町３丁目392番地　ソフィア小牧403、従前の住所愛知県小牧市新町３丁目392番地　ソフィア小牧208
破産者　髙村　美宏
1　決定年月日　平成24年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２４１号
大阪市西成区天神ノ森１丁目１番23号ラフィーネ聖天坂Ⅱ番館206号、開始決定時の住所大阪府泉佐野市本町４番28―201号
破産者　清原　泰治
1　決定年月日　平成24年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第２５４号
大阪府岸和田市下池田町３丁目13番１―801号
破産者　藤崎　一昭
1　決定年月日　平成24年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係